

販売協力契約書

Cekaiwa(以下「甲」という。)と販売協力企業又はその他団体として登録した者(以下「乙」という。)は、甲の商品カタログを乙の所在地に置くことで、甲の販路拡大の協力をする業務(以下「本件業務」という。)に関して次の通り合意し、この契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(契約)

1 契約の目的

本契約は、乙が甲の販売協力企業又はその他団体として、その所在地に甲の商品カタログを置くことで、甲の製品(以下、「本件商品」という)の販売の協力をすることに関する契約事項及び甲乙間の権利義務関係を定めることを目的とする。

乙は第3条に定める販売協力登録をした時点で、本契約に同意をしたものとみなし、本契約の定めに従って本サービスを利用するものとする。

2 本契約の変更

甲は、必要に応じ、本契約の内容を随時変更できるものとする。

甲が契約内容を変更する場合は、変更適用の20日前までに乙が登録したメールアドレス宛に、電子メールで通知をする。

乙は本契約の変更の通知を受けてから10日以内に、本契約の変更を了承しないこと又は契約解除の意向を、書面又は電子メールで通知しなければ、本契約の変更に同意したとみなす。

甲は、本契約の改定又は変更により乙に生じたすべての損害について、弊社の故意又は過失に起因する場合を除き、責任を負わない。

第2条(定義)

本契約における用語を次のとおり定義する。

- ① 販売協力企業又はその他団体: 甲の設置した Web ページ上の登録フォームから販売協力登録をした者。企業その他、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、その他法人、ボランティア団体を含む。
- ② 顧客: 本件商品を購入する見込みのある法人又は個人をいい、乙の協力業務により実際に購入した法人及び個人も含める。

③販売手数料:乙の本件業務により顧客が本件商品を購入し売買契約が成立した場合に、甲が乙に支払う本件業務への対価。

④商品カタログ等:甲が乙に支給する、顧客配布用の商品カタログ・クーポン・料金表・リングゲージ・ジュエリー見本品・その他販促品。

第 3 条(販売協力登録)

1 販売協力登録は、必ず乙の代表者の意思表示の元で行わなければならない。登録の際は、必ず正確な情報を入力する。

2 甲は、以下各号のいずれかに該当する場合、登録を承認しないことができる。

- ・甲が定めた定員に達した場合
- ・乙が、過去に本規約違反等により、弊社から利用停止等の処分を受けている場合
- ・登録内容に正確ではない情報又は虚偽の情報が含まれている場合
- ・乙について、弊社の運営、サービス提供若しくは他の登録者の利用を妨害する又はそれらに支障をきたす行為を行った場合やそのおそれがあると弊社が合理的な理由に基づき判断した場合
- ・乙が暴力団、暴力団員暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)、テロリスト等日本政府若しくは外国政府が経済制裁の対象として指定する者に該当すること、又は暴力団員等と一定の関係を有すること(暴力団員等に対して資金を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること、暴力団員等を不当に利用していると認められること、法人の場合、暴力団員等がその経営を支配し若しくはその法人の経営に実質的に関与していると認められること、その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること)(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)が判明した場合
- ・乙が、外国 PEPs 等に該当する又はそのおそれがあると弊社が合理的な理由に基づき判断する場合
- ・その他弊社が不適當であると合理的な理由に基づき判断する場合

3 登録内容の変更

乙は登録内容に変更がある場合は、速やかに甲に通知しなければならず、常に乙の正確な情報が登録されているように登録内容を修正する責任を負う。

第 4 条(契約行為)

甲は、乙の協力により得た本件顧客とは直接に本件商品の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結するものとし、乙はこれに一切関与せず、甲が責任をもって当該売買契約を履行するものとする。

乙は、甲の販売方針を尊重して商品の販路拡大・販売促進に努めるものとする。

第 5 条(販売手数料)

1 本件顧客が乙の所在地に置かれた商品カタログに付属するクーポンを使用して本件商品を購入し、本件売買契約が成立した場合に、甲は乙に販売手数料を支払うものとする。

2 販売手数料は販売実績・社会経済情勢・市場の変化に応じて甲が制定するものとする。

甲が本件販売手数料を変更する場合は、甲は乙に変更を適用する二ヶ月前には電子メールで通知する。

3 甲から乙への販売手数料の支払い義務は、甲が、本件売買契約を締結した顧客から本件売買契約に基づく本件商品価格の総額を実際に收受した日(以下「代金受領日」という。)に発生する。

4 甲は、乙の指定する銀行口座に振込むことにより、販売手数料を支払う。

5 支払い頻度は乙が以下から選択できる。

【毎月払い・3ヶ月に1回払い・半年に1回払い・1年に1回払い】

乙が支払い頻度を変更する場合は、変更を適用する前の月の10日までに甲に電話又は電子メールで通知するものとする。

甲から支払い頻度の変更をする場合は、変更を適用する1ヶ月以上前に乙に電子メールで通知する。

6 締め日と振り込み日については以下の通りとし、原則として登録した月を1ヵ月目として計算する。

・毎月払い

毎月末を締め日とし、当月分の代金を翌月28日に支払う。

・3ヶ月に1回払い

3ヶ月目の末を締め日とし、3ヶ月分の代金を締め日の翌月28日に支払う。

・半年に1回払い

6ヶ月目の末を締め日とし、6ヶ月分の代金を締め日の翌月28日に支払う。

・1年に1回払い

12ヶ月目の末を締め日とし、12ヶ月分の代金を締め日の翌月28日に支払う。

7 本件販売手数料の支払いの振込手数料は乙の負担とする。本件販売手数料の支払いは、振込手数料を差し引いて行う。

8 毎月の販売手数料の総額について、甲は翌月 15 日までに計算をして、乙に電子メールにて通知する。

第 6 条(販売協力業務)

1 乙は、甲が新規顧客を獲得するなどして収益を上げられるように、次の各号に挙げる販売協力業務を遂行する事によって、甲から本件販売手数料を得られる事とする。

2 本件顧客の目につきやすいところに本件カタログを置く。乙は毎月の報告メールで本件カタログの残量を通知する。

3 乙は、本件顧客に対し過度に購入を斡旋せず、本件顧客が希望している場合や必要性が高いと判断した際に本件カタログを手渡す。

4 リングゲージの支給を受けている場合

指輪の購入を検討している本件顧客が指のサイズがわからない場合は、乙は甲から支給されたリングゲージを本件顧客に貸し、その場でサイズを測り返却してもらう。リングゲージと見本品は乙の所在地で使用するものとし、乙はそれ以外の場所へ持ち出さないよう管理する。

5 月に1回、甲は月の中旬に報告メール用の電子メールを乙に送信し、乙は電子メールが到達してから 2 週間以内にその電子メールの内容に沿って電子メールを返信し、業務の報告をする。(以下、「報告メール」という)

6 本件業務について甲が指示、勧告する内容を遵守する。

7 本件顧客に対し、商品情報・技術的な事項・甲と本件顧客の取引に関わる事項については、乙は直接サポートせず、甲の担当窓口又は公式 HP に誘導するか、商品カタログの記載を本件顧客自身で確認するよう促す。

甲は、乙から甲の担当窓口への誘導により購買に至った場合は、甲のシステム上へ反映し及び販売手数料を支払う。

乙が本件顧客に対して間違った情報(誇大広告を含む)を提供し購入されて問題が生じた場合は、乙がその責任を負い、その分の販売手数料は無効とする。

8 本契約は、甲の法的権利・権限等を乙へ授権・委託するものではない。

乙は、甲から何らかの権利・権限等を授権・委託等されているかのように装ってはならず、甲の代理店・使者等として契約を締結したり、意思表示や事実行為を行ったりしてはならない。

仮に乙によってこれらの行為がなされても、それに起因する債務・義務等は甲に一切帰属せず、また、甲がその責任等を負うことは一切ない事とする。

9 乙は、本件業務を遂行するに当たって、甲が許可した適法な資料・素材・情報等のみを案内時に使用することが出来る。

また、甲より事前に許可を得ずに甲の商号、商標、商品名、ロゴ等を使用する事は出来ない。

10 乙は、甲が乙へ提供する商品カタログ等の転売・ポスティングその他第1条に定める本契約の目的に反する行為をしてはならない。

11 商品カタログ等の破損又は紛失について

乙は、甲から支給された商品カタログ等の破損又は紛失があった場合は、速やかに甲にその旨を電話又は電子メールで通知する。

その場合、乙が故意にしたのでなければ乙は責任を負わない。

乙が故意に破損又は紛失した場合、甲は損害賠償を請求することができる。

乙が悪意を持って甲から支給された商品カタログ等を窃盗・盗作した場合は、甲は協議を待たずに、損害賠償請求を行い及び民事訴訟の提起及び刑事事件として警察に届け出ることができる。

第 7 条 (譲渡の禁止)

乙は、甲の書面による事前の同意を得ない限り、本契約に基づく一切の権利又は義務を第三者に譲渡又は担保に供してはならない。

第 8 条 (個人情報等の取扱い)

1 甲は、本契約のほか、プライバシーポリシーに従って個人情報等を取り扱う。

2 乙は、本サービス上で、プライバシーポリシーを必ず確認し、その内容に同意した上で、販売協力登録するものとする。

第 9 条(機密の保持)

1 甲及び乙は、本契約に基づく本件業務の遂行上、知り得た機密、情報、又は 入手した資料等(以下「機密情報」という。)を第三者に開示、漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、自社(親会社を含む。)の従業員等、及び顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、必要最小限度の範囲内で機密情報を開示することができるものとする。

この場合、甲及び乙はこれらの者に対して、甲及び乙が負う機密保持義務と同様の義務を負わせるものとし、その在職中・退職後 2 年間、あるいは顧問契約の期間中・期間後 2 年間は機密情報を秘密として保持させるものとする。

但し、かかる期間は甲が乙に開示する際に特に機密性を要する指定した情報については、無期限とする。

3 前二項の規定にかかわらず、甲及び乙は、行政機関、司法機関等から法令、命令等に基づき機密情報の開示要請があった場合には、機密情報を開示することができるものとする。

第 10 条(目的外使用の禁止)

甲及び乙は、事前に本件顧客の書面による同意を得た場合を除き、本件顧客の機密情報を本契約にかかわる活動以外の目的には使用してはならない。

第 11 条(有効期間)

1 本契約の有効期間は契約締結日から 1 年間とする。

ただし、期間満了日の 1 か月前までにいずれの当事者から何らの意思表示なき場合、同じ条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 第 1 項の規定にかかわらず、第 4 条の規定は、甲が乙に対して本件販売手数料全額の支払いを行うまでの間、なお有効に存続するものとする。

第 12 条(違反)

いずれかの当事者が本契約の定め違反したときは、甲又は乙は、相手方に対して違反行為の再発防止策実施等の適切な措置の実施し、及びその違反により被った損害賠償を請求することができる。

第 13 条(契約の解除)

1 甲又は乙は、相手方のいずれか一方が、本契約のいずれかの条項に違反した場合、支払停止、破産、民事再生、会社更生等の手続申し立て及び手型交換所取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分もしくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置に至った

場合、並びに本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合、その相手方に対して書面又は電子メールによる通知をもって本契約を解除することができる。

なお、本契約の解除に伴い相手方に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず相手方は甲又は乙に対し当該費用および損害の請求を行わないものとする。但し、解除の理由が本契約のいずれかの条項に違反した場合については、甲又は乙の相手方に対する費用及び損害の請求が妨げられるものではない。

2 いずれの当事者も、その選択により、解約を希望する日の1ヶ月前までに、相手方当事者に対して書面又は電子メールによる通知を行うことによって、本契約を解約することができるものとする。

3 契約の解除後、解約日から1ヶ月以内に、乙はその所持地に置いていた商品カタログ等を返送する。その場合の返送費用は甲が負担する。

ただし、乙が販売協力登録した日から3ヶ月以内に乙から解約の申し出があった場合は、商品カタログ等の返送費用は乙が負担する。

乙が正当な理由なく商品カタログ等を返送しない場合は、甲は損害賠償請求することができる。

第 14 条(反社会的勢力の排除)

1 甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来において、次の各号の事項を表明・保証する。

(1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能集団、もしくはこれらに準じるもの又はその構成員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

(2) 自らの役員又は実質的に経営を支配するものが反社会的勢力ではないこと

(3) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為、相手方の名誉・信用を棄損する行為、その他の違法行為を行わないこと

(4) 自ら又は自らの役員あるいは実質的に経営を支配するものが反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行わないこと

2 甲及び乙は、相手方から反社会的勢力との関係の有無に関する調査報告を求められた場合、合理的な範囲のものである限り、報告要求に応じなければならない。

3 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反したと認められるときは、本契約を解除ことができ、これにより被る一切の損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

4 前項の規定による本契約の解除に伴い、解除された当事者に費用が発生し、又は損害が生じた場合であっても、解除した当事者は責任を負わず、解除された当事者は解除した当事者に対し当該費用および損害の請求を行わないものとする。

第 15 条(協議事項)

本契約に定めのない事項、各条項の改廃、及び本契約の内容に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ誠意をもって円満解決にあたるものとする。

第 16 条(準拠法及び合意管轄)

- 1 本契約の締結、効力、解釈、履行およびその紛争の解決には、全て日本国の法律を適用する。
- 2 本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、当該無効とされた以外の部分は、継続して有効に存続するものとする。
- 3 本契約に関して訴訟の必要を生じた場合は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上